商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付をいう。 ［2・3　略］ （委託に際しあらかじめ特定すべき事項） **第二十二条**　法第二条第二十七項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　有価証券の売買　売買の別、有価証券の銘柄及び数又は金額（これらの事項が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託後遅滞なく特定されるものとされている場合にあっては、当該委託に係る取引の内容を適確に示すための事項。第十三号及び第十四号において「有価証券の銘柄等」という。）、価格並びに受渡日 ［二～十二　略］ 十三　令第一条の十九第二号に掲げる取引　貸借の別、有価証券の銘柄等及び受渡日 十四　令第一条の十九第三号から第五号までに掲げる取引　受渡しの別、有価証券の銘柄等又は金銭の額及び受渡日 （高速取引行為となる情報の伝達先及び伝達方法） **第二十六条**　法第二条第四十一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者のうち、取引の状況その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして金融庁長官が指定するものとする。 一　金融商品取引所 二　法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者 2　法第二条第四十一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件の全てに該当する方法とする。 一　法第二条第四十一項の伝達に係る同項の判断を行う電子情報処理組織が設置されている施設が、前項に定める者が当該伝達を受けるための電子情報処理組織を設置する場所（これに隣接し、又は近接する場所を含む。）に所在すること。 二　法第二条第四十一項の伝達が他の伝達（有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の前項に定める者に対する伝達をいう。）と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること。	という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付をいう。 ［2・3　同上］ （委託に際しあらかじめ特定すべき事項） **第二十二条**　［同上］ 一　有価証券の売買　売買の別、有価証券の銘柄、数又は金額、価格及び受渡日 ［二～十二　同上］ 十三　令第一条の十九第二号に掲げる取引　貸借の別、有価証券の銘柄、数又は金額及び受渡日 十四　令第一条の十九第三号又は第四号に掲げる取引　受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日 ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。